



報道各位

2016年6月3日

一般社団法人の循環認証会議 (SGEC)



SGEC 国際認証制度としての新たな出発  
～PEFC との相互承認の実現～

SGEC 認証制度は、2003年に国内制度として創設され、その後、国内において全国的な展開が進み認証制度としての基礎的基盤が構築されたことを契機に、2011年12月にPEFCとの相互承認を目指して制度の見直しを行い、2014年7月にPEFCに加盟し、更に、2015年3月に相互承認を申請しましたが、この度、今年6月3日付でPEFC総会において相互承認が認められましたのでその概要を発表します。なお、2016年3月31日現在、SGEC-FM認証面積は1471千ha（日本森林面積の約6%）、SGEC-CoC認証は364企業となっております。また、日本国内のPEFC-CoC認証は2016年4月28日現在188企業であります。

- 1 ご案内の通り、今、世界の情勢は、途上国を中心に世界各地で森林の減少・劣化による二酸化炭素の排出が地球温暖化の進む大きな要因として懸念されるなか、2015年11月の国連気候変動枠組条約パリ会合（COP21）において、2020年度以降の地球温暖化対策の新たな枠組（パリ協定）が採択され、森林の減少・劣化に起因する二酸化炭素の排出削減や森林の保全、持続可能な森林経営への取組の実施や支援を奨励することが盛り込まれた。
- 2 一方、昨今、市民・消費者の循環社会に対する意識や環境に配慮された製品やサービスを選択的に購入するグリーンコンシューマーとしての意識は高まってきており、また、同時に、市民・消費者は企業やブランドの環境責任に対しても高い意識を持っており、企業が環境保全活動に取り組むことはその企業やブランドのロイヤリティ向上につながる可能性が高まってきている。
- 3 ところで、日本の森林については、現在、その資源内容は既に成熟期を迎えつつあり、今後、適切な森林の取り扱いを行い持続可能な経営を実現していくことが強く求められているが、これを実現するためには、国産材の需要拡大を図り、国内林業・木材産業の振興を図ることが極めて重要となっている。このようなか、環境に配慮した認証材の供給体制、即ち、市場主導型（消費者主導型）のサプライチェーンを構築することが重要であり、併せて、日本において人口減少が社会問題化するなかで、今後の木材の需要についても強く懸念されており、木材輸出をも視野に入れた活動の展開が求められている。  
また、2020年に開催が予定される東京オリンピック・パラリンピックについては、そ

の競技施設等の整備について、認証材の使用を進め、我が国の「木の文化」を継承しつつ、適正な森林の利用・保全を啓発する象徴的な事業として開催されることが強く期待される。

- 4 さて、世界の森林認証制度の現状は、FSC と PEFC とに二極化する中で、PEFC は各国の森林認証制度のアイデンティティーを認めつつ世界的な森林認証のネットワークの確立を目指した活動が展開されており、アジア地域においても、現在、マレーシア（MTCS）、インドネシア（IFCC）及び中国（CFCC）が PEFC との相互承認が行われたほか、その他の多くの国においても PEFC との相互承認を目指した活動が積極的に展開されている。

このようななかで、この度、SGEC は、PEFC との相互承認を実現し、SGEC 森林認証制度の国際化を図り、その社会的認知度を高め SGEC 認証制度の普及・拡大を図るための基盤を確立するとともに、SGEC 認証製品が国際認証商品としての地位を確保することを目指した活動を展開することとしている。

- 5 PEFC との相互承認のものとでの SGEC 国際認証制度の概要は次のとおりである。
- (1) SGEC は、SGEC 認証制度をスキームオーナーとして管理するとともに、日本国内における PEFC 認証制度を管理する団体（National Governing Body：通称「PEFC ジャパン」）としての役割を持つ。
  - (2) SGEC 認証制度は、「7つの認証基準」を持ち、モントリオール・プロセスを基本に自然的、社会的立地に即し、森林の生物多様性、生産性、再生能力、活力及び生態学的、経済的、社会的な機能を現在及び将来にわたって維持できる持続可能な森林経営の実現を目指す。また、その運営に当たっては、「4つの原則」を持ち、持続可能な森林経営の実現を目指して認証制度の信頼性の確保と認証制度の説明責任を履行し、どのような条件を有する森林に対しても適応性を有する認証制度としての適性の保持に努める。
  - (3) SGEC 認証は、SGEC が認証制度のスキームオーナーとしての役割を担い、認定機関から ISO/IEC17065 に基づき認定を受け、かつ、SGEC の公示を受けた認証機関（公示認定認証機関）が、スキームオーナーの明示する認証規格に基づき第三者認証を行うシステムとする。
  - (4) SGEC 認証制度の基づき認証された木材は、SGEC 国産認証材のサプライチェーン内で流通する場合には SGEC 認証材としての主張・SGEC ロゴマークの下で管理され、SGEC 国産認証材のサプライチェーンを脱して PEFC 認証材のサプライチェーンに参入し流通する場合には PEFC 認証材としての主張・PEFC ロゴの下で管理される。

連絡先 （一社）緑の循環認証会議（SGEC）

〒100-0014 東京都千代田区永田町 2-4-3 永田町ビル 4F

TEL:03-6273-3358 FAX:03-6273-3368 E-mail:info@sgec-eco.org